



濃度計量証明書

No. B20000589

有限会社 フクダ組

様

令和 2 年 7 月 29 日
広島市西区己斐本町3丁目13番16号
株式会社 エヌ・イー・サポート
TEL 082-272-9000(代)

採取場所・住所	西条町田口処分場				
採取日時	令和2年7月9日 10時40分	天候	当日 曇	気温	25.2 °C
採取者	原 哲悠		前日 晴	水温	19.0 °C

令和 2 年 7 月 9 日付け御依頼の
試料について、計量の結果を御報告致します。

計量証明登録番号 (広島県) 第K-9号
計量士登録番号 第3552号
環境計量士 西敏広

計量方法	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月30日 環境庁告示第64号）			
試料名	排水			
計 量 の 対 象	計 量 の 結 果	定 量 下 限 値	計 量 方 法 の 細 目	
カドミウム及びその化合物(mg/l)	定量下限値未満	0.001	JISK0102.55.4	
シアン化合物(mg/l)	定量下限値未満	0.1	JISK0102.38.3	
鉛及びその化合物(mg/l)	定量下限値未満	0.005	JISK0102.54.4	
六価クロム化合物(mg/l)	定量下限値未満	0.04	JISK0102.65.2.1	
ひ素及びその化合物(mg/l)	0.016	0.005	JISK0102.61.4	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物(mg/l)	定量下限値未満	0.0005	環境庁告示第59号付表2	
アルキル水銀化合物(mg/l)	定量下限値未満	0.0005	環境庁告示第59号付表3	
ポリ塩化ビフェニル[PCB](mg/l)	定量下限値未満	0.0005	環境庁告示第59号付表4	
トリクロエチレン(mg/l)	定量下限値未満	0.002	JISK0125.5.2	
テトラクロエチレン(mg/l)	定量下限値未満	0.0005	JISK0125.5.2	
ジクロロメタン(mg/l)	定量下限値未満	0.002	JISK0125.5.2	
四塩化炭素(mg/l)	定量下限値未満	0.0002	JISK0125.5.2	
1,2-ジクロロエタン(mg/l)	定量下限値未満	0.0004	JISK0125.5.2	
1,1-ジクロロエチレン(mg/l)	定量下限値未満	0.002	JISK0125.5.2	
シス-1,2-ジクロロエチレン(mg/l)	定量下限値未満	0.004	JISK0125.5.2	
1,1,1-トリクロロエタン(mg/l)	定量下限値未満	0.0005	JISK0125.5.2	
1,1,2-トリクロロエタン(mg/l)	定量下限値未満	0.0006	JISK0125.5.2	
1,3-ジクロロプロペン(mg/l)	定量下限値未満	0.0002	JISK0125.5.2	
チウラム(mg/l)	定量下限値未満	0.006	環境庁告示第59号付表5	
シマジン(mg/l)	定量下限値未満	0.003	環境庁告示第59号付表6第1	
備考				

注) 天候, 気温, 水温, 大腸菌群数, 電気伝導率, 濁度, 色度, 塩分, 透視度, 臭気強度, 酸化還元電位及び備考欄記載項目は、計量法第107条の計量証明対象外です。

